

障害者スポーツセンター調査結果

令和5年1月

スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室



【調査目的】

障害者スポーツセンターの在るべき機能や障害者スポーツセンターの設置・運営に対する支援方策等を検討するため、障害者スポーツセンターの現状について調査するもの。

【調査期間】

令和4年10月17日～11月18日（※一部期間終了後の提出あり）

【調査対象】

公益財団法人日本パラスポーツ協会障がい者スポーツセンター協議会
に加盟する26センター

【回答数】

25センター（西宮市総合福祉センターのみ未回答）

【調査方法】

アンケート

【主な調査項目】

利用状況（障害種別など）、センターの機能、大会・教室・指導者養成講習等の開催状況、センターの設備、備品用具、職員数、地域の関係者との連携状況、センター設置のきっかけ・経緯等

センターの専用・優先・共用の状況について

<個人利用>

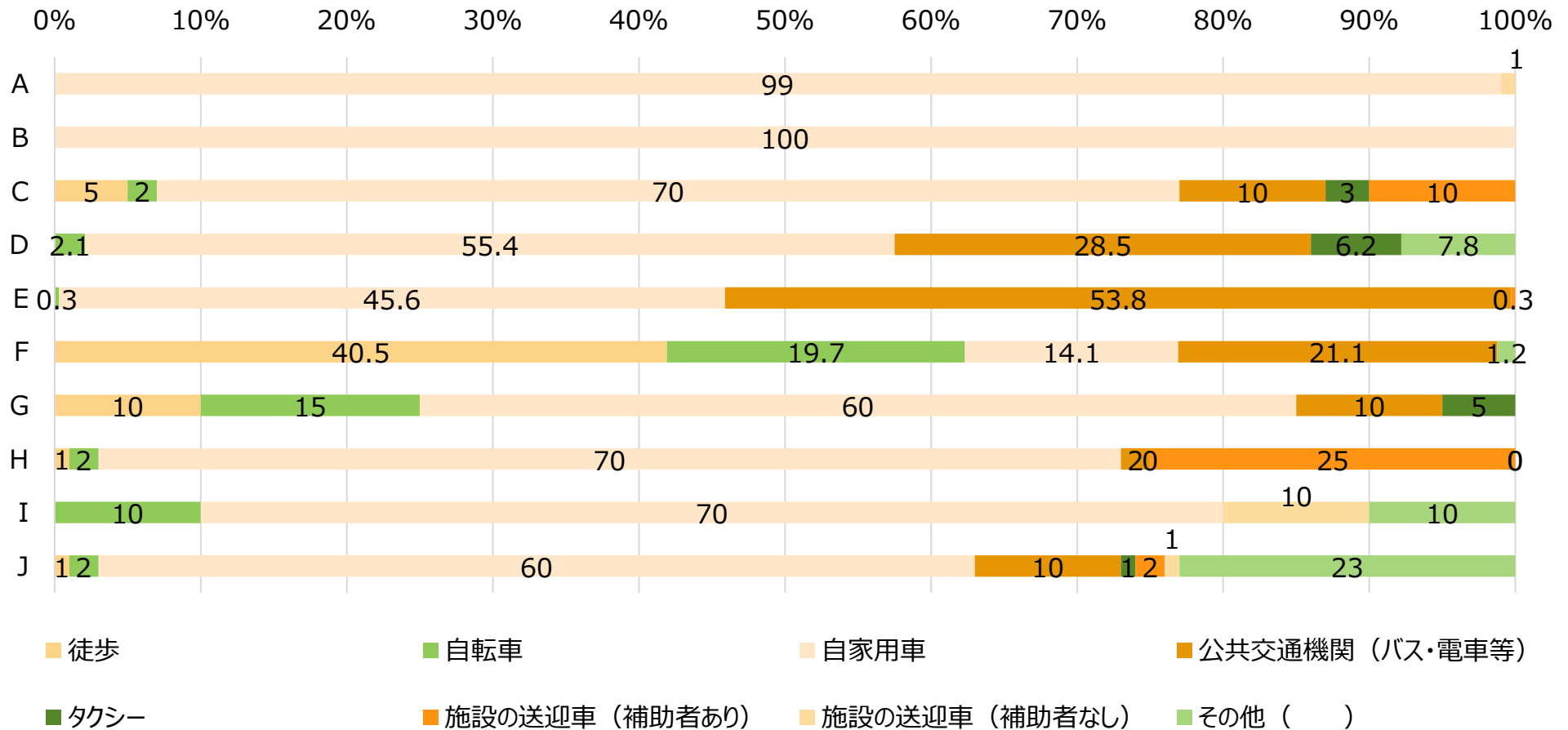
障害者専用（介助者や家族を含む）	5センター
障害者優先	16センター
共用	4センター

<団体利用>

障害者関係団体専用	5センター
障害者関係団体優先	15センター
共用	5センター

- 全てのセンターが、設置自治体に在住・在学・在勤しているかどうか関わらず、利用可能。
- 個人利用と団体利用で専用・優先・共用が異なるセンターがいくつかある。
- 障害者優先センターの一部に、障害者専用（介助者や家族を含む）の時間帯を設けているセンターや、一部の設備を障害者優先としているセンターがある。
- 団体利用について、団体利用時の参加者のうち、一定割合以上が障害者であることを条件にしているセンターがいくつかある。その割合は50%としているセンターが多いが、団体の1/3以上や100%としているセンターもある。

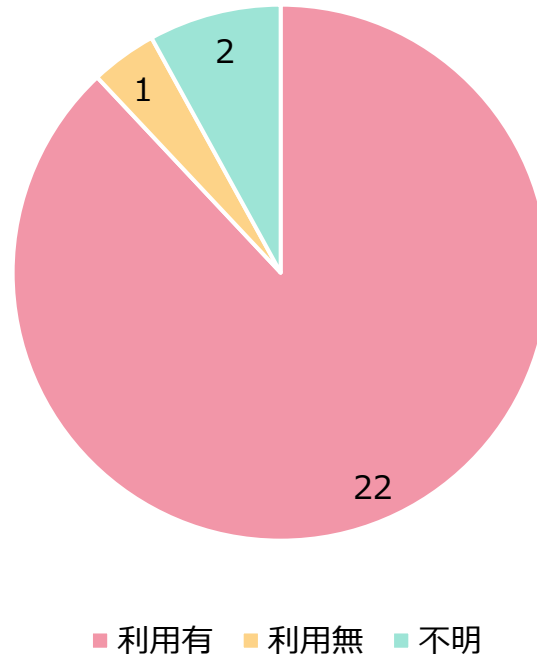
利用者のセンターへの主な交通手段について



(回答数 11センター)

- 地方では、交通手段として自家用車を使っている割合が高い傾向にあった。
- その他、自家用車が90%以上という回答のあったセンターがあった。
- 交通費用について自治体からの補助があると回答したセンターが、4センターあった。

利用の有無



利用者の競技の一例：陸上競技、卓球、水泳、テニス（車いす含む）、バレーボール（シッティングバレー含む）、ボッチャ、車いすバスケットボール、車いすラグビー、車いすソフトボール、競泳、馬術、トライアスロン、バドミントン、フライングディスク等

- センターでクラブ活動を行っている団体がいると回答したセンターは、23センター。
- 活動しているクラブ数は少ないところでは3団体、多いところでは約70団体とセンターによって状況が異なっていた。
- センターでクラブ活動がある競技の例
バレーボール、テニス、車いすテニス、バドミントン、水泳、バスケットボール、車いすバスケットボール、ツイン車いすバスケットボール、STT、卓球、ボッチャ、ダンス、レクリエーション 等

- 情報提供（イベントや教室、講座の開催情報等）：23センターが「有り」と回答
例）センター内掲示、チラシ、ホームページ、LINE
- 情報集約（地域のイベントや教室、講座の開催情報等）：17センターが「有り」と回答
例）チラシ、広報誌、ポータルサイト
- センター内の点字案内：24センターが「有り」と回答
例）点字ブロック、各種発行物点字版、自販機
- センター内の音声案内：15センターが「有り」と回答
例）トイレ内外、センター出入口、バス発着時
- 常駐スタッフの対利用者補助：24センターが「有り」と回答
例）対人競技の相手、監視員、トイレの介助、プール入退水
- その他日常的支援：15センターが「有り」と回答
例）受付の代筆、手話、筆談、受付の手話通訳者配置、やさしい日本語、補助具のサポート、NF登録支援

センターの機能について①（個人利用者に対する指導）

※複数回答有

- 個人利用時間帯にいつでも指導員が指導できる体制を設けている 8センター
- 個人利用時間帯にいつでも外部の指導員が指導できる体制を設けている 2センター
- 個人利用時間帯に機会を設定し、指導員が指導できる体制を設けている 13センター
- 個人利用時間帯に機会を設定し、外部の指導員が指導できる体制を設けている 3センター
- 個人利用時間帯には実施せず、スポーツ教室時のみ実施している 5センター
- 個人利用者に対しての指導は、実施していない 2センター
- その他 4センター
 - ・ 日常利用とは別に、個人での運動相談、アシストサービス等を実施している
 - ・ トレーニングの指導については随時
 - ・ 基本的には予約により来館された個人に指導できる体制を設けている

センターの機能について②（教室開催※施設内）

- 24センターが「有り」と回答。
- 競技種目の例。
陸上、水泳、サッカー、フットサル、卓球、テニス、バドミントン、バレーボール、車いすバスケットボール、アーチェリー、ゴールボール、フライングディスク、ボッチャ、スポーツレクリエーション、体力づくり、体操、ビームライフル
- 障害者のみ参加できる教室もあれば、障害のあるなしに関わらず参加できる教室もあった。
- 教室の開催頻度は、「週 1 回以上」「月に 1 回以上」「3 か月に 1 回以上」「半年に 1 回以上」「年に 1 回以上」など様々であった。

センターの機能について③（教室開催※施設外）

- 15センターが「有り」と回答。
- 競技種目の例。
陸上、水泳、車いすテニス、アーチェリー、ボッチャ、ボウリング、ヨット、カヌー、体操、スポーツ教室、パラスポーツ体験、
- 障害者のみ参加できる教室もあれば、障害のあるなしに関わらず参加できる教室もあった。
- 教室の開催頻度は、「週 1 回以上」「月に 1 回以上」「3 か月に 1 回以上」「半年に 1 回以上」「年に 1 回以上」など様々であった。

- 24センターが「有り」と回答。
- 競技種目の例。
 - 陸上、水泳、卓球（STT含む）、サッカー、バレーボール、車いすバスケットボール、バドミントン、アーチェリー、ボッチャ、フライングディスク、ボウリング、スポーツ吹き矢、ディスクドッチ、ビームライフル射撃
- 障害者のみ出場できる大会もあれば、障害のあるなしに関わらず出場できる大会もあった。
- ほとんどの大会の開催頻度は、「年に1回以上」であったが、大会によっては、「半年に1回以上」「3か月に1回以上」「月1回以上」の頻度で開催されているものもあった。

- 19センターが「有り」と回答。初級障がい者指導員養成講習会を実施しているセンターが多く、実施しているセンターは、13センターだった。

- 実施していると回答のあった主な講習は以下のとおり。
 - ・初級障がい者指導員養成講習会
 - ・中級障がい者指導員養成講習会（初級指導員対象、PT対象、保健体育教員対象）
 - ・障がい者スポーツ指導員向けステップアップ研修会
 - ・指導者研修会、競技審判員養成講習会
 - ・指導者、ボランティアフォローアップ研修会
 - ・地域スポーツ支援リーダー研修会
 - ・教職員夏季研修会
 - ・ボッチャ審判講習会
 - ・水泳介助者研修会
 - ・アーチェリー支援者
 - ・車いすハンドボール審判講習会

センターの機能について⑥（指導者派遣）

- 21センターが「有り」と回答。
- センターから、スポーツ指導者等を学校や障害者施設等に派遣して、体験会等を実施している。

派遣者：スポーツ指導員、職員、パラアスリート、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

派遣先：障害福祉施設、特別支援学校、専門学校、スポーツ協会、地域スポーツ団体、民間企業、地域イベント

活動内容：各種スポーツ大会、講習会講師、パラスポーツ体験、ボッチャ、軽運動、アスリートによる講話、要望に沿ったスポーツレクリエーション等

- 20センターが「有り」と回答。
- 実施していると回答のあった主なスポーツ医事相談は以下のとおり。
整形外科、内科、リハビリ、理学療法、栄養相談、運動相談、疾患がある新規登録者向け相談、PT・体育指導員・看護師による補装具も含めた総合的な相談、
- 障害のある方だけが対象となる医事相談もあれば、障害のあるなしに関わらず利用できる医事相談もあった。
- 実施頻度は、「週1回以上」「月1回以上」「3か月に1回以上」「半年に1回以上」「年に1回以上」など、様々であった。

センター内の設備について

設備名 (スポーツ関連)	有と答えたセンター数
体育館	24
プール	24
トレーニングルーム	21
卓球室	17
STT室	7
アーチェリー場	16
グラウンド	11
陸上競技トラック	7
テニスコート	7
グラウンドゴルフ場	4
ボウリング場	3

設備名 (その他)	有と答えたセンター数
多目的トイレ	22
障害者用駐車場	22
会議室	22
空調設備	21
家族更衣室	21
バリアフリーシャワー	19
医務室	18
防雨設備 (駐車場から施設への)	15
レストラン	9
図書室	7
宿泊棟	5

用具の貸し出しを行っているセンター：23センター

用具を利用者に持参してもらっているセンター：13センター

利用者に貸し出している用具の例：

野球グローブ、ゴルフクラブ、各種ラケット、各種ボール、バドミントンシャトル、競技用車いす、ボッチャ、アーチェリー用具一式、ビームライフル射撃用具一式、パラシュート、ディスク、ブラインドサッカーボール、センター作成用具等

用具の保管が可能なセンター：14センター

※一部、団体利用の場合のみ可能と回答したセンターあり。

保管可能な用具の一例：

グランドゴルフ用具、競技用車椅子、バドミントンシャトル等ロッカーに入るもの、団体が活動するときに必要な持ち運びに困難なスポーツ用具等

センター職員について

職業	常勤（有と答えたセンター数）	非常勤（有と答えたセンター数）
初級障がい者スポーツ指導員	22	11
中級障がい者スポーツ指導員	22	6
上級障がい者スポーツ指導員	24	4
障がい者スポーツコーチ	11	1
障がい者スポーツトレーナー	0	0
障がい者スポーツ医	0	4
作業療法士	1	0
理学療法士	4	4
リハビリテーション医	0	2
看護師	12	11
義肢装具士	0	0
手話通訳者	3	1
その他の資格	11	1
現役パラアスリート	2	1
元パラアスリート	4	0

※ その他の資格：保健師、健康運動指導士、社会福祉士、体育施設管理士、体育施設管理士、管理栄養士等

連携を行っているセンター：14センター

連携内容の一例)

- ・ 各地方公共団体のパラスポーツに関する協働体制の強化
(主催事業への協働や公共スポーツ施設利用促進に向けた助言や施設視察など)
- ・ 障害者スポーツセンター設置に向けた各地方公共団体への助言
- ・ 障害者スポーツセンター主催の研修会への後援、協力
- ・ 都道府県、市町村への協力、審議会委員や講師の派遣
- ・ 会場の提供
- ・ 事業の周知や都道府県主催の障がい者スポーツ大会運営
- ・ スポーツ大会、イベントの実施、運営

連携を行っているセンター：24センター

連携内容の一例)

- ・ 全国障害者スポーツ大会及び障害者スポーツ大会派遣
- ・ 各スポーツ練習会の指導協力
- ・ スポーツ指導者協議会
- ・ イベント、大会への指導員派遣
- ・ 各種講習会における講師派遣
- ・ 日本パラスポーツ協会、都道府県パラスポーツ協会からの相談や必要に応じた情報交換
- ・ 相互に役員を選出

連携を行っているセンター：22センター

連携内容の一例)

- ・ 大会運営協力
- ・ 開催教室への講師及び協力員の派遣
- ・ 区市町村体育協会の主催事業への協力
- ・ 企業スポーツ部の協力を得た事業開催
- ・ センター主催大会等へ同種目の一般スポーツ連盟等から審判員や運営補助員の派遣協力
- ・ 都道府県障害者スポーツ指導者協議会と共催事業の開催やセンター事業の協力
- ・ 競技団体への審判員派遣

連携を行っているセンター：9センター

連携内容の一例)

- ・ パラスポーツ教室等へのスタッフ派遣
- ・ クラブ活動における障害のある人の受入
- ・ クラブ事業に向けた助言
- ・ 主催事業への協力や会場の貸与

連携を行っているセンター：19センター

連携内容の一例)

- ・ 保健体育の授業
- ・ 課外活動の連携
- ・ 障害者スポーツ体験の講師
- ・ 障害のある生徒、児童に向けた運動指導に関する教員研修
- ・ 近隣中学校の職場体験の受入れ
- ・ 社協主催の夏ボランティアの受入れ

連携を行っているセンター：18センター

連携内容の一例)

- ・ インクルーシブスポーツ(ボッチャ)の指導方法の学習会
- ・ 授業内におけるパラスポーツ理解啓発等の講師
- ・ 用具貸与
- ・ 関係大学に非常勤講師の派遣
- ・ 各種行事の情報共有
- ・ 学生のボランティア活動（障害者スポーツ指導員資格取得のため）の活動場所の提供
- ・ インターンシップ
- ・ 大会、体験会等への運営補助

連携を行っているセンター：18センター

連携内容の一例)

- ・ 地域交流教室の実施、協力
- ・ 公共スポーツ施設の利用促進に向けた視察、助言
- ・ センター主催事業の共催
- ・ 情報交換
- ・ 教室、イベントの案内、紹介
- ・ 月1回の情報交換会議
- ・ 物品の貸出
- ・ 指導員派遣

連携を行っているセンター：6センター

連携内容の一例)

- ・ 競技力向上研修
- ・ 体力測定
- ・ 定期的にパラアスリートを派遣
- ・ 国際大会に参加するアスリートを対象にした支援
- ・ 医事、PT相談などへの講師派遣
- ・ 医療関係団体との協働
- ・ アンケート調査等の協力

- 更衣室・トイレの充実
- プール、体育室等への監視カメラの設置
- 冷暖房設備の設置・トレーニング施設の拡張
- トレーニング機器、競技に必要な用具
- 夏期猛暑時や雨天時に対応できる地下グラウンドの多目的な運動の場
- 雨天時でも困らない駐車場
- 太陽光発電、省エネ設備
- 公共交通機関の整備
- スポーツに関心のない方がセンターに足を運ぶ手立て
- スポーツと異なるカテゴリと関連を持たせる設備
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーションに関わる情報提供設備
- 地域のスポーツ施設をスポーツセンター化
- 市内の他スポーツ施設へ出向いての相談事業や、職員への研修を行い、身近な環境でスポーツ活動を実施できる環境整備
- 受益者負担の考えに基づき、事業等を有料化
- アクセスや距離の問題で施設まで来ることができない地域での教室等事業の実施
- 地域の障がい者スポーツ指導員を活用した教室運営
- 障がいの多様性に対応できる教室プログラムの拡充
- SNSを活用した広報、宣伝活動
- 障害がある人もない人も一緒に参加できる事業の実施
- 多種多様な障害の種類や程度の利用者の拡大
- パラスポーツ振興の中核施設（ハブ施設）としての役割の充実

- 障害児・者の福祉の向上に貢献することを目的として、県によって開設された。
- 県内で開催した全国障害者スポーツ大会に寄せられた、県民の善意と感動を、未永く残すために、建設された。
- 都道府県における障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興と社会参加の促進を図るため。
- スポーツ、文化活動、レクリエーション活動等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民相互の交流を図るために設置。
- 障害者に関する日常の相談に応じ、障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及び「レクリエーション」のための便宜を総合的に供与するために設置
- 昭和56年の国際障害者年を契機に、障がい者の自立と社会参加を促進し、広く人々との交流を図るふれあいの場として設置された。
- 障害のある人、ない人が施設を共同利用することを通じて、国際障害者年の理念である「完全平等と平和」をスポーツの分野において実現するために設置された。
- 障害者・高齢者をはじめ、すべての市民に開かれたスポーツ施設として整備し、障害者等のスポーツ振興を図るとともに、スポーツを通じて市民との交流を図り、ノーマライゼーションの実現をめざすために、設置された。
- 昭和39年東京パラリンピックを契機に、障がい者がスポーツを通じて、健康の維持・増進を図るほか、精神的にも自信と勇気を養い、社会参加の機会を増し、豊かな日常生活を送っていただくために設置した。
- リハビリテーションから競技スポーツまでできるだけ幅広い利用が可能となる施設の設立が望まれ、また、重度の障がいのある人も気軽に宿泊でき、時代に即した競技大会等にも対応できる障がい者等の宿泊研修施設を併設した新しい障がい者スポーツセンターが必要になってきていた。こうしたことを踏まえ、スポーツ施設に宿泊・研修施設を併設した、当センターが開設された。
- 身体障害者更生指導所並びに点字図書館の老朽化に伴い、新たに身体障害者福祉センター（A型）と聴覚障害者情報提供施設との合築により設置された。

- パラスポーツ振興の中核施設（ハブ施設）として、関係機関・団体等との連携協働や推進体制の構築に向けた取組みを進めているが、改めて、全国の障害者スポーツセンターやハブ施設機能のある施設との協働があるとよい。
- 東京パラリンピック終了後も、障害のある人のスポーツの機会を確保できるような施策と支援を続けていただきたい。
- パラスポーツ中核施設として各都道府県最低1か所以上の設置を行っていただきたい。
- 障害者スポーツセンターは、指定管理制度の中で運営されていることから、施設管理的な意味合いで国、地方公共団体から捉えられているのではないかと思われる。現状は、指定管理制度導入により人件費の削減また現場離れにより、職員の確保が困難な状況である。今後のセンターのあり方を考えた時に、専門性のある職員に人や情報が集約されていくと考えると人材の育成は急務である。建物の設置のみならず専門性をもつ職員育成、配置が必要であるとする。また、館内から外部へ出向き事業を行うことも公共交通が不便な地方では必要であるとする。
- 障害者スポーツの裾野を広げることが、障害者福祉の理解を深めることや、障害者スポーツの環境を整えること、競技力の向上、リハビリテーションの一助、社会参加の促進につながると思われるが、その一翼を担うのがA型センターであるとなると、人材の継続した配置と育成は欠かすことのできない重要課題だと言える。指定管理者制度が導入され、効率的な運営を求められる中、人件費にかかる経費は多くを占め、正規職員の定数を絞ったり、非正規職員の雇用により経験や技術の積み上げができなかったりして、負のサイクルに入り、障害者スポーツの下支えに大きな影響を及ぼしている。また、重度の知的・身体障害者本人や家族が安心して利用していただくためにも、経験や技術の積み上げが大切になる。全国のA型センターの指導員の数と質を安定させるために、国としての施策をぜひ検討していただきたい。

- 指定管理者制度に縛られ、長期の展望が見込めない。国として、特殊性を考慮し「障害者スポーツセンター」の指定管理者制度を適用外としていただきたい。障害状況等にもよるが、障害者スポーツに限らず障害者と向き合い対応していくためには健常者とは比べ物にならないほどの時間と労力が必要となる。ハード面だけでは解決できない大部分を、ソフト面でサポートしていく必要があり、それを実行していくための環境づくり、関係づくりなど数字には表しにくい見えない部分の地道な活動が非常に大切となる。そういった見えない部分に対しても注視し、支援いただけることを望むが、現場を預かってきた者として、指定管理者制度（公募）を繰り返すたび、指定者と管理者との距離が離れていっていることを痛感している。国や地方公共団体、現場が一体となって障害者スポーツを活性化できるような仕組みづくりを期待したい。
- 光熱水費の高騰に、指定管理料では対応できない。コロナによる使用料収入4割減と、コロナ禍にあってもコロナ前と同じ使用料収入を特定財源として見込むなど、収支が非常に厳しい。指定管理者制度の限界を感じる。
- 光熱費高騰のにもない電気ガスの料金が大幅に費用がかかっている所以对応をして欲しい。
- 施設の老朽化に伴い、施設、設備修繕及び備品の更新等、適切な予算を組み対応してほしい。立て替え等を計画的に実施してほしい。
- ICT化のニーズの高まりに対応できるインフラ整備の改修をしていただきたい。
- 他の障害者関連施設と同様に設置及び運営費等について国庫補助の対象となるよう検討いただきたい。
- 国で障害者スポーツセンターという名称を使う以上は法的根拠のあるものにしていただきたい。